村民野球大会
優勝旗ができる

村民野球大会も年々参加チームが増え試合技術も向上して来ました。これを機会に村の体育協会で優勝旗を作りました。六月三日の第十六回大会から使用し優勝の岩室村役場チームが初受賞しました。今後は優勝チームの持廻りになります。各チーム益々の活躍を期待します。

家庭用消火器の
不正販売に注意

最近、県内に消火器の販売について、あたかも消防関係法令が改正されたが如く、各戸に常備しなければならないような口実を用いて消火器を販売している者があるとの知らせがあります。村民の皆さんも販売の手口等、ご配慮の上ご注意下さい。

消防署では、消火器の斡旋はいたしておりますが、業者に対して依頼はいたしておりません。

不審の点がございましたら消防署へ問い合せ下さいますようご協力下さい。

ママさん頑張れ!!

来る七月十五日（日曜日）午前九時から岩室中学校体育館で南部地区婦人バレーボール大会（八分水町、寺田町、弥彦村、岩室村）が行なわれます。岩室村からは二チームで、十点名のママさん選手が出場いたします。村内の皆さん応援にお出かけ下さい。

広報"いわむろ"を点訳

点訳友の会の荒川　清さん（弥彦村弥彦）は、目の不自由な人たちに点訳による愛盲奉仕運動として、広報"いわむろ"を点訳して岩室村在住の盲人の方に配布して下さいました。

毎月毎月のご厚意に感謝と御礼を申し上げます。

六月一日 越後七浦観音札 大祭盛大に終る

観音様のご利益か、波風静かな好天に恵まれて礼大祭が行われました。

高山導師（海雲寺住職）らの朗々たる読経が山々にこだまする中で、北海の男衆に思いをはせる間瀬浜の人々だけでなく、里からも参詣した百人余りの善男善女が香を捧げ、協賛会長（横山村長）の祈りの挨拶のあと、お供えした酒肴での直会で談笑するなど、観音様の温顔に見守られての有意義な一日でした。

児童扶養手当制度について

この制度は既に昭和三十七年一月から実施されておりますが、いろいろの事情から父親と同一生計をしていない児童についてその福祉増進を図ることを目的とし、一定の額を扶養手当として支給するものであります。そこでその対象となるのは次のとおりです。

◎母、又は母以外のものが児童を監護養育している場合で、左の要件をみたしているとき

1 監護養育者並びに児童について
イ 日本国民であること
ロ 日本に住んでいること
ハ 公的年金を受けていないこと
ニ 義務教育終了前の児童であること
ホ 二十才未満の障害者であること（別表に該当するもの）

2 父の状況
イ 離婚、死亡、廃疾、生死不明、遺棄、拘禁

3 未婚の女子の子

4 棄児

◎所得制限
監護養育者に左記以上の所得がある場合は、支給されません。

◎手当支給額（月額）
イ 一人四、三〇〇円
ロ 二人目から一人につき四〇〇円加算

特別児童扶養手当制度について

この制度は既に昭和三十九年七月から実施され、目的は、精神又は、身体に重度の障害をもつ児童の生活向上を図るため、一定の額を扶養手当として支給するものです。

◎支給要件
父母又は父母以外のものが児童を監護養育している場合で左の要件をみたしているとき。

1 監護養育者又は児童について
イ 日本国民であること
ロ 日本に住んでいること
ハ 公的年金を受けていないこと（障害福祉年金母子福祉年金、準母子福祉年金及び老令福祉年金並びに児童扶養手当法に基づく児童扶養手当は除く）
ニ 二十才未満の障害者（別表に該当するもの）

◎所得制限
児童扶養手当と同じ

◎手当支給額（月額）
一人　四、三〇〇円

◎老人扶養親族加算
老人扶養親族は1人につき160,000円加算する。

父親と同一生計をしていない児童の福祉増進を目的に
児童扶養手当制度
精神、身体に重度の障害をもつ児童の生活向上に
特別児童扶養手当制度

所得制限額表

扶養親族数 ＼ 区分	0人	1人	2人以上
本人所得の場合	円 1,204,700	円 1,344,700	円 1,344,700円に扶養親族1人につき360,000円加算した額
配偶者又は扶養義務者の所得の場合	円 4,710,000	円 4,910,000	円 4,910,000円に扶養親族1人につき360,000円加算した額

「別表」障害程度表

一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四 両上肢のすべての指を欠くもの
五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七 両下肢を足関節以上で欠くもの
八 体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
十一 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもので、厚生大臣が定めるもの

〝1年に1回〟は健康診断を
そろって総合検診を受けましょう。

検診内容は「血圧検診」「結核検診」「貧血検査」等を行ないます。

総合検診日程表

会場	日		時	該当部落名
岩室駅前	7月13日	金	午後 5:30～ 8:00	全地域
西保育所	7月17日	火	午前 8:30～11:00	岩室
			午後12:30～ 2:30	樋曾，栄，橋本
西保育所	7月18日	水	同上	石瀬
				金池，猿ケ瀬，久保田，南谷内
間瀬小学校	7月19日	木	同上	間瀬1，2，3，4区
				間瀬5，6，7区
岩室中学校	7月20日	金	同上	北野，夏井，西長島，横曾根
				西中，潟上，白鳥，新谷，西船越，油島，高畑
岩室村役場	7月21日	土	同上	和納1，2，3，4，5区
				和納6，7，8，9，10区 原，津雲田，富岡，高橋

〝家庭内の心配ごとは家事相談で明るい家庭生活を〟

家事相談

家事相談が催されます。

新潟家庭裁判所では皆さんの家庭内の心配ごとなどに対し無料・秘密で相談を受けられます。

おなやみの方はおでかけ下さい。

とき　7月17日　10時～15時

ところ　巻町公民館

人権はみんなが持つもの守るもの

人権相談

無料特設人権相談所開設

各家庭へチラシをおくばりしますが、本年も無料で人権相談所が開設されます御用の方は御利用下さい。

とき　7月10日（火）

時間　10時～3時

場所　岩室村役場

公民館

六月開催行事 結果お知らせ

村民野球大会
- 六月三日　日曜日　晴天
- 岩中，岩小グランド
- 参加　八チーム
- ◎入賞チーム
  - 一位　岩室村役場
  - 二位　間瀬クラブ
  - 三位　田島工業
  - 〃　岩室中学校

剣道普及大会
- 六月十日　日曜日
- 村民体育館
- 参加　四三名

小学生は、低学年（一～四年）高学年（五、六年）にわかれ基本面打ちにより、姿勢、動作、気合の観点から五名の審査員の総合点数によって順位を決定し中学生と一般の部は個人戦を行ないました。

◎入賞者
- 小学生低学年の部
  - 一位　伊藤光弘
  - 二位　中沢健児
  - 三位　佐藤直行
- 小学生高学年の部
  - 一位　阿部秋夫
  - 二位　木村友二
  - 三位　中原　靖
- 中学生の部
  - 一位　高島　薫
  - 二位　相沢　功
  - 三位　高橋　誠
- 一般の部
  - 一位　進藤順二
  - 二位　角田正信
  - 三位　石崎文二

春季魚釣大会
- 六月十日　日曜日　晴天
- 間瀬海岸一帯の磯釣
- 参加　六九名
- ◎入賞者　重量賞
  - 一位　後藤哲弥　岩室
  - 二位　阿部栄智　岩室
  - 三位　田中隆人　石瀬
  - 四位　伊藤克己　和納
  - 五位　藤田　潔　石瀬
  - 六位　後藤　高　岩室
  - 七位　堀　武雄　岩室

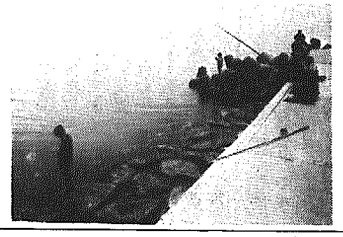

間瀬住民（別審査）
- 一位　高津信彦
- 二位　竹井義男
- 三位　水沢　博
- 四位　宮川勝広
- 五位　柏木重成

大物賞は四百グラム以上と定められて居りますが今回は該当するものが有りませんでした。

――元気でいってきます――
～青年県外研修派遣団員出発～

先に決定した六名の派遣団員は、青年団体活動の望ましい方向をもとめて、七月六日三重県へ出発いたします。

鈴鹿青年の家を中心にして、地元青年宅へ分宿するなど、積極的に交換交流を行ない十日帰村することになっております。

全日程次のとおりです。

期日	宿泊地	研修計画
7/6	鈴鹿青年の家	入所
7/7	松阪市青少年クラブ員宅へ分宿	9.50 講義・三重県青年団体活動の現状について ・産業文化について 13.00 ・松阪市へ移動 ・松阪農業経営する水耕栽培及び牛見学 ・交歓交流
7/8	磯部町青年団員宅へ分宿	9.00 伊勢，鳥羽へ移動 伊勢神宮，二見浦見学 15.00 磯部町青年団と交歓交流
7/9	鈴鹿青年の家	9.00 鈴鹿市へ移動 青少年の森見学 13.00 本田技研，鈴鹿サーキット見学 17.00 青年の家入所
7/10	—	8.00 退所，帰村

老人医療・妊産婦および乳児医療の受給者証の提示を

老人医療の、受給者証も、この七月一日より、新しく書き替えられました。妊産婦および乳児医療費も、四月より無料化（資格制限があります）に成りました。それらの人達には、受給者証が配布されていますが、病気などに、医師の診察を受ける場合は、その医院の受付けの窓口に、必ず受給者証を、提示してから、診療を受けて下さい。

尚、老人医療費請求書、妊産婦および乳児医療費助成申請書等を、受診の時に、医療機関に、提出して下さい。

たばこは村内の小売店で買いましょう